

# 西蒲民商一一ニュース

2024年 5月13日号

西蒲区巻甲2573の5

TEL 0256・72・3372

FAX 0256・72・3321

## 6月から定額減税実施

### 白色専従者も定額減税をめざせ!

今年の6月から定額減税（一人あたり所得税3万円、住民税1万円＝4万円）が実施されます。

ただし、中小業者は、令和7年3月の確定申告で還付されることになります。

#### 【従業員等の定額減税について】

従業員の給与所得については6月末から支給される給与について1人3万円、扶養家族一人当たりの場合は3万円まで減税されます。給与所得から引ききれなかった場合は、市市町村を通じて「給付」されることになります。詳細は今後発表しています。

#### 【業者婦人も定額減税を】

今回の定額減税は、白色申告者の事業専従者と青色申告の事業専従者（給与103万円以下）は減税の対象外です。全ての事業専従者を定額減税の対象とするよう運動していきましょう。西蒲民商では、6月に学習会を行います。詳しい予定です。



## かけて会員の紹介を！



## 全商連第56回総会に向

5月25日～26日、全商連総会が開かれます。西蒲民商では確定申告で新しい仲間を迎えました。インボイス制度や税金、経営問題など知り合い業者を紹介して下さい。

## 労働保険に加入しましょ。

労働保険の年度更新の時期が来ました。労働保険（労災保険、雇用保険）は従業員を一人以上雇うときに、加入しなければなりません。

- ① 仕事中のケガや病気、労働災害、通勤中の事故等
- ② 従業員の失業に伴う補償が受けられます。
- ③ 事業主が入る「特別加入の労災」もあるので加入しましょう。

## 【確定申告後の注意点】

### ◎ 税務調査について

確定申告後に税務署は、調査を行う場合があります。税務調査は、  
①事前通知②調査日③所得税、消費税等調査の税目④調査年度⑤調査理由等11項目を納税者に通知する必要があります。税務調査があつたら役員や民商に連絡をしましょう